

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

I. カタール

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 首都

ドーハ

(2) 面積

11,427 平方キロメートル（秋田県よりもやや狭い面積に相当）

(3) 人口

約 224 万人²（2014 年 11 月／カタール開発計画・統計省）

(4) 民族

アラブ人

(5) 言語

アラビア語

(6) 宗教

イスラム教

1.1.2. 経済

(1) 主要産業³

・原油

確認埋蔵量：約 257 億バレル

可採年数：約 37.1 年

生産量：189.8 万 B/D

・天然ガス

確認埋蔵量：約 24.5 兆立法メートル

可採年数：135.2 年

生産量：1,814 億立方メートル

(2) GDP⁴

約 1646 億ドル

(3) 1 人当たり GDP⁵

約 73,653 ドル（2015 年／IMF 推計）

¹ 外務省ウェブサイト「国・地域 地域機関 カタール <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/quatar/index.html>（最終アクセス日：2017 年 1 月 18 日）

² 世銀統計 <http://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

³ BP 統計 <http://www.bp.com/en/global/corporate/energy-economics/statistical-review-of-world-energy.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

⁴ 世銀統計 <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

⁵ 世銀統計 <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD>（最終アクセス日：2017 年 2 月 1 日）

- (4) 総貿易額（2013年／カタール開発計画・統計省）
 - ・ 輸出 1,270 億ドル（FOB）
 - ・ 輸入 304 億ドル（FOB）
- (5) 主要貿易品目（2013年／カタール開発計画・統計省）
 - ・ 輸出 LNG、石油、石油化学製品
 - ・ 輸入 自動車、飛行機部品、洋上設備
- (6) 主要貿易相手国（2013年／カタール開発計画・統計省）
 - ・ 輸出 日本、韓国、インド
 - ・ 輸入 米国、中国、UAE、日本

1.1.3. 経済関係

- (1) 貿易（2016年、財務省貿易統計）
 - ・ 日本の輸入：1兆1826億円（2016年）
 - ・ 日本の輸出：1672億円（2016年）

(2) 概要

2005年4月1日、関西・ドーハ間にカタール航空直行便が週4便で就航。以降、週7便まで増便。2010年4月26日からは成田・関西・ドーハの路線で週7便を運航し、2012年10月28日からは成田・ドーハ及び関西・ドーハをそれぞれ週7便運航。2014年6月から週7便の羽田乗り入れも開始している。

1.2. 産業財産制度の概要⁶

1.2.1. 法令等整備状況

1.2.1.1 加盟している産業財産権関連の主な条約

- ・ パリ条約
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・ 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）
- ・ 湾岸協力会議（GCC）
- ・ 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（Budapest Treaty）

1.2.1.2. 産業財産に関する法律・規則⁷

- ・ 特許法、商標・商号・地理的表示及び意匠に関する法律（以下、商標法）が整備されている。なお、意匠制度に関しては、施行規則が施行されていないので登録をする手続きが存在しない。実用新案制度はない。
- ・ 特許法は2006年12月12日に施行
- ・ 商標法は2002年8月26日に施行

⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁷ WIPO Lex 「Qatar」 <http://www.wipo.int/wipolex/en/profile.jsp?code=QA>

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制

- (1) 特許は、経済通商省の知的財産部、特許及び集積回路部門（以下、特許局）が管轄する。
- (2) 商標は、経済通商省の知的財産部、商標・意匠・地理的表示・商業登記・ライセンス部門（以下商標局）、が管轄する。
- (3) 特許局の職員数は10名で内訳は、審査官が5名、審判官が2名、他職員が3名である⁸。
- (4) 商標局の職員数は30名で内訳は、審査官が10名、審判官が5名、他職員が15名である⁹。

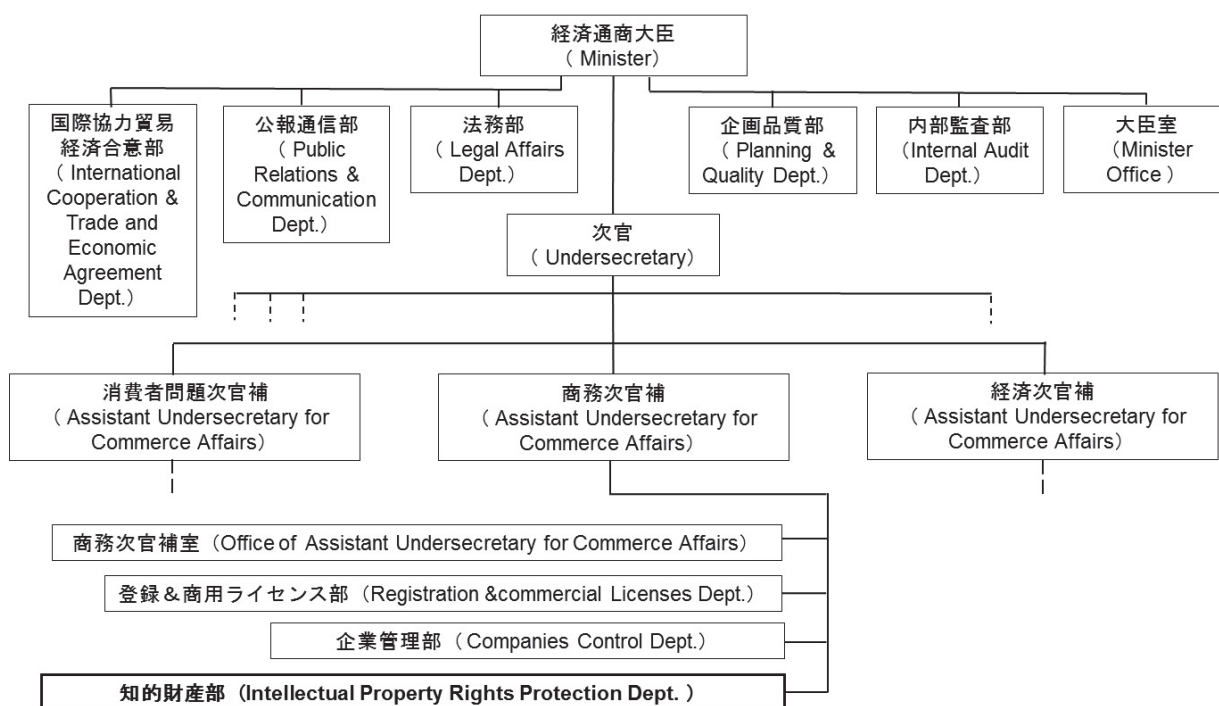


図 QA-1 カタール経済通商省の組織図¹⁰

⁸ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹⁰ カタール経済通商省ウェブサイト <http://www.mec.gov.qa/en/about-mec/Pages/Organizational-Structure.aspx> を参照し作成した。

1.3. カタールの産業財産制度の基礎情報（統計情報）¹¹

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

(1) 特許、商標の出願件数と登録件数¹²

	年	特許	商標
出願件数	2011	—	7,043
	2012	61	6,773
	2013	332	7,979
	2014	482	7,608
	2015	—	—
登録件数	2011	—	7,043
	2012	—	6,773
	2013	—	7,979
	2014	—	6,533
	2015	—	—

注) 特許の登録件数が少ないのは、特許の登録を GCC 特許庁が行っていたためと思われる¹³。

¹¹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹² WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した
(最終アクセス日: 2017 年 3 月 1 日)。

¹³ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (カタール 発行年 2012 年 2 月)

(2) 特許、商標の国籍別の出願件数（上位5か国）¹⁴

特許、商標の国籍別の出願件数は以下のとおりである。

年	特許		商標	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	—	—	QA	656
			その他	6,387
			—	—
			—	—
			—	—
2012	US	29	QA	485
	GB	3	その他	6,288
	QA	3	—	—
	CA/ES/SA	2	—	—
			—	—
2013	US	89	QA	797
	FR	18	その他	7,182
	GB	13	—	—
	KR	10	—	—
	QA	9	—	—
2014	US	115	QA	1,405
	DK	59	その他	6,203
	FR	39	—	—
	DE	37	—	—
	GB	34	—	—
2015	—	—	—	—

QA：カタール US：米国 GB：イギリス CA：カナダ ES：スペイン

SA：サウジアラビア FR：フランス KR：大韓民国 DK：デンマーク DE：ドイツ

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

¹⁴ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>（最終アクセス日：2017年3月3日）

(3) 特許、商標の国籍別の登録件数（上位 5 各国）¹⁵

特許、商標の国籍別の登録件数は以下のとおりである。

年	特許		商標	
	国籍	登録件数	国籍	登録件数
2011	—	—	QA	656
			その他	6,387
			—	—
			—	—
			—	—
2012	—	—	QA	485
			その他	6,288
			—	—
			—	—
			—	—
2013	—	—	QA	797
			その他	7,182
			—	—
			—	—
			—	—
2014	—	—	QA	1,168
			その他	5,365
			—	—
			—	—
			—	—
2015	—	—	—	—

QA：カタール

(4) 特許、商標の分類別の出願件数（上位 5 分類）¹⁶

本調査研究では情報が得られなかった。

¹⁵ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>（最終アクセス日：2017年3月3日）

¹⁶ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>（最終アクセス日：2017年3月3日）

(5) 特許、商標の分類別の登録件数（上位 5 分類）¹⁷

本調査研究では情報が得られなかった。

(6) 特許、商標の出願人名別の上位 5 名の出願件数

本調査研究では情報が得られなかった。

1.3.2. 審査の状況¹⁸

(1) 審査に係る期間

審査にかかる期間は以下のとおりである。

	ファーストアクションの日までの平均期間	査定日までの平均期間
特許	<ul style="list-style-type: none"> 出願日から審査開始まではおおよそ 16~24 月 審査開始からファーストアクションの発行までおおよそ 1~2 月 	<ul style="list-style-type: none"> 出願日から登録までおおよそ 26~36 月 出願日から拒絶までおおよそ 20~24 月
商標	出願日から、おおよそ 3~5 月以内	出願日からおおよそ 10~12 月

(2) 最終処分の内訳

本調査研究では情報が得られなかった。

1.3.3. 審判、行政訴訟及び民事訴訟の統計

本調査研究では情報が得られなかった。

1.4. 産業財産制度の動向¹⁹

1.4.1. 産業財産制度に関する政策・戦略

産業財産制度に関する政策・戦略は以下のとおりである。

- ・特許法については、法令の見直し予定はない。
- ・商標法については、GCC 商標法を施行する計画がある。
- ・特許、意匠、商標とも、現在の課題は、審査期間の短縮、審査品質の向上、審査品質のばらつき防止、である。
- ・オンラインの出願システムを開発中である。

1.4.2. 産業財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、利用促進）

1.4.2.1 品質管理

審査等の業務内容に関する審査の品質を一定に保つために、審査官教育、上長のチェック、を行っている。

¹⁷ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>（最終アクセス日：2017年3月3日）

¹⁸ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

1.4.2.2 審査官の育成

審査官の育成のために、知財庁内部の研修（法律に関する教育）、e-ラーニング、WIPOの研修、他国知財庁主催の研修を実施している。

1.4.2.3 産業財産制度の利用促進

産業財産権制度の利用促進や活用支援に関する取り組みとして、ユーザ向け説明会、知財庁ホームページへの解説文書のアップロード、各種料金（出願料や登録料など）の減免、補助金（登録料など）の支給、などを実施している。

1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報

産業財産権に関する海外知財庁との国際協力として、サウジアラビア特許庁とGCC特許出願に関する改善方法などについて会合を実施した（2015年12月）。

模倣品対策に関する国内関係部署との連携として、模倣品の発見を容易にするためにオリジナルの製品に関する情報を関係部門に提供している。

2. 特許

2.1. 特許制度の枠組み^{20,21,22,23}

2.1.1. 保護対象

特許法では、発明の保護のための原則、規則、要件等が定められている。

特許は特許法とその施行細則に基づき、法的保護を得るために、特許所有者に特許局によって付与された証明書と規定されている（法第1条）。

特許による保護対象は法第2条に規定されており、新規性、進歩性を有し、産業上利用可能な発明である。

法第1条（抜粋）

特許：特許法とその施行細則に基づき、法的保護を得るために、特許局により特許所有者に付与された証明書である。

法第2条

特許は、新規性、進歩性を有し、新しい工業製品、近代的な産業技術及び装置に関連しているかにかかわらず産業上利用可能であることを条件として、あらゆる発明に対し供される。また、公序良俗、倫理、国家安全保障に違反し、イスラム原理主義の規定と矛盾してはならない。

2.1.2. 権利の存続期間

権利の存続期間は、法第11条に規定されており、出願日から20年である。

法第11条

利用可能な保護期間は、出願日から20年間の期間が満了する前に終了してはならない。出願日から特許保護期間満了日までの間に、本発明は特許に対して付与されたのと同じ保護を受けるものとする。

2.1.3. 権利の効力

特許権の効力は、法第9条、法第21条で規定されている。

特許は、その所有者に、製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入を通じて、正規の特許発明の実施を許可する。

法第9条

特許権は、権利者であることが認められた者に付与されるものとする。それには、法律

²⁰ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (カタール 発行年 2012 年 2 月)

²¹ 断りのない限り、法令は現地法律事務所の仮訳（英語訳）を本調査研究において仮訳（日本語訳）したものである。

²² 本章では特許法条文を「法第～条」、と表記する。

²³ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

の施行細則が定めるその他の詳細に加えて、登録番号と発行日が記載されているものとする。

特許は、その所有者に、製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入を通じて、正規の特許発明の実施を許可する。その所有者の明示的な書面による許可がなければ、誰もその特許を利用することを許されない。

法第 21 条

特許所有者又は特許権の一部又は全部が法律の下で移転された者は、法律又はその条項に従って付与されたライセンスに違反して侵害又は不正な行為があった場合には、その発明、企業又はそれらを使用又は利用する企業の部門に対して、管轄裁判所に差し押さえを請求する権利を有する。

2.1.4. 優先権

優先権主張が認められる要件、優先期間は法第 6 条に規定され、パリ条約による申請の場合は 12 月である。PCT に基づく国際特許出願の優先日から 30 月である。

法第 6 条 (抜粋)

申請には、締約国が締結した協定又は条約の当事者の 1 つである国で以前に提出された申請に優先権を与える要望が含まれる場合がある。施行細則は、申請を管理する詳細及び条件を決定するものとする。

2.1.5. 新規性喪失の例外²⁴

新規性喪失の例外については、カタール特許法に規定されていないが、特許協力条約規則 4.17 に従っている。

2.1.6. 登録要件

特許の登録要件は、法第 2 条に規定されている。

特許は、新規性、進歩性を有し、新しい工業製品、近代的な産業技術及び装置に関連しているかにかかわらず産業上利用可能であることを条件として、あらゆる発明に対し供される。

なお、公序良俗、倫理、国家安全保障に違反し、シャリーアの規定と矛盾してはならない。

また、特許の不登録事由は、法第 4 条で以下のとおり規定されている。

法第 2 条

特許は、新規性、進歩性を有し、新しい工業製品、近代的な産業技術及び装置に関連しているかにかかわらず産業上利用可能であることを条件として、あらゆる発明に対し

²⁴ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

供される。また、公序良俗、倫理、国家安全保障に違反し、イスラム原理主義の規定と矛盾してはならない。

法第4条

特許対象は、材料製品、工業プロセス又は製造技術の形態であってもよい。法律に基づき、特許性には、以下が含まれてはならない。

- a) 科学的理論、数学的方法、コンピュータプログラム、純粋な知的活動の行使、又は特定のゲームの実践
- b) 植物及び動物の研究、及び微生物学的プロセス及びその生産以外の植物又は動物の生産のための本質的に生物学的プロセス
- c) ヒト又は動物及びその産物の治療のための診断、治療及び外科的方法

2.1.7. 第三者による情報提供制度²⁵

第三者による情報提供制度はない。

2.1.8. 出願公開制度²⁶

出願公開制度はない。

2.1.9. 審査請求制度²⁷

審査請求制度はカタール特許法に規定されていない。ただし、出願時に手数料を支払い、審査を請求するのが通常であり、審査は手数料の支払いの日付に基づいてアレンジされている。

また、早期審査の手数料を支払うことで、早期審査を請求できる。

2.1.10. 秘密保持に関する制度²⁸

秘密特許制度はない。

2.1.11. 分割に関する制度²⁹

特許は分轄し申請できるが、法で規定されているわけではない。ただし、審査が行われる前までは分轄できるとの情報がある。

2.1.12. 出願の変更に関する制度³⁰

出願の変更に関する制度はない。

²⁵ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁷ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁸ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁰ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立制度が法第 8 条に規定されている。

特許局は、特許受理の場合には、本法律の施行細則が定める方法で登録し、公表する。異議申立てできる期間は、公表後 60 日である。

法第 8 条

特許局は、特許受理の場合には、本法律の施行細則が定める方法で登録し、公表するものとする。

当事者その他関係者は、60 日以内に書面による不服申立書を特許局に提出することができ、特許局は 30 日以内にその申立を決定しなければならない。その期間内に解決されなかった場合、申立は却下されたものとみなす。

2.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判については、法第 7 条に規定されている。不服審判は通知後 15 日以内に請求できる。ただし、現状は特許局からの通知に 3 月の請求期間が記されており、その請求期間で運用されている³¹。

法第 7 条

特許局は登録申請書を審査しなければならない。この点に関し、特許付与に必要なすべての文書を要求する権利を有する。出願人は、特許局の拒絶査定に対する不服を、閣僚の決定によりメンバーシップ及び能力が決定された委員会に対して、書留郵便で通知されてから 15 日以内に申立てることができる。委員会の決定は、本法律の施行細則の規定に従って大臣の承認を得た後には、取消しができない。

(2) 無効審判

利害関係者は、特許を取り消すため、管轄裁判所に申請することを許されるものとする(法第 20 条)。

法第 20 条

利害関係者は当該特許又はライセンスが以下の場合に発行された場合には、当該特許又は強制ライセンスを取り消すため、管轄裁判所に申請することを許されるものとする。

a) 法律又はその施行細則の条件に準拠していない。

b) 以前の出願の優先権の非遵守

特許所有者、ライセンシー又は関係者は、事件を審理するために設けられた裁判所の会合に召喚されなければならない。失効判決が出された場合、その旨の言及が特別登録簿になされなければならない。施行細則は、公開方法を決定するものとする。

³¹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

(3) 訂正審判³²

訂正審判制度はない。

2.2. 審査基準・審査ガイドライン

特許に関する、審査基準・審査ガイドラインはない。

なお、出願人向けのガイドラインは提供されており、出願手続について示されている。

2.3. 審査業務³³

2.3.1. 出願から登録までの流れ

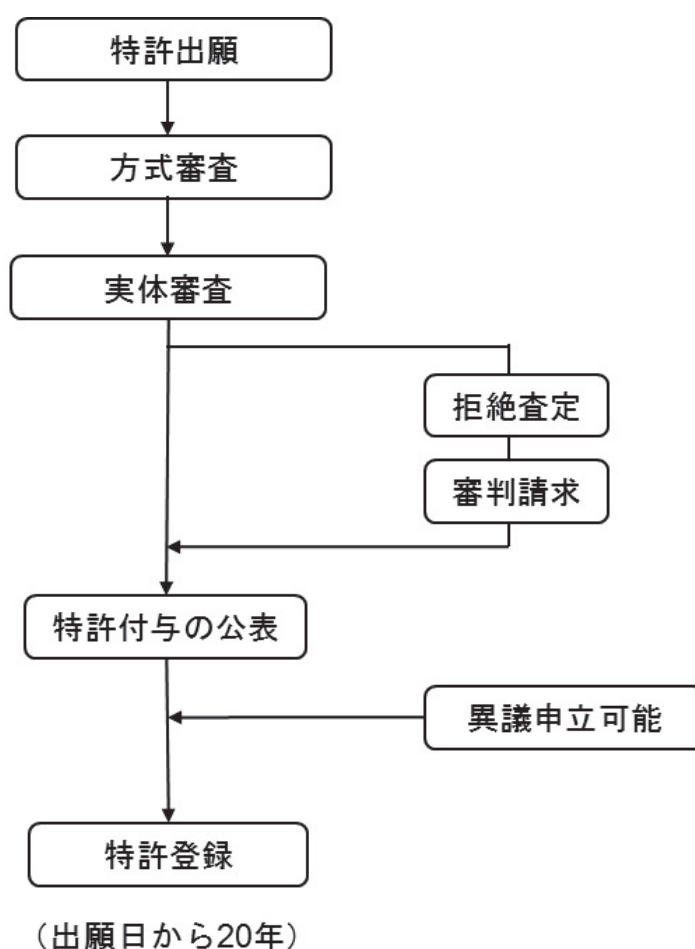


図 QA-2 出願から特許登録までの流れ³⁴

³² 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³³ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁴ 特許法に基づき作成した。

2.3.2. 出願に用いる言語

出願言語はアラビア語である。

翻訳文の提出はパリ条約に基づく優先権を主張する場合は、優先権書類とその英語とアラビア語の翻訳を、優先権を主張している出願の日から6月以内に提出するものとする。

2.3.3. 使用分類

国際特許分類（IPC）を採用している。

2.3.4. 出願日の認定

特許法に出願日の認定に関する規定はない。出願日を認定するための書類は、願書、明細書、クレーム、要約、図面、手数料である。

2.3.5 審査の手順

審査は出願の順に実施される。

方式審査では、出願人の表示、必要な書類、書類の提出期限、手数料の支払い、について判断される。

実体審査では、新規性、進歩性、産業利用の可能性、を判断する。重要な案件では複数の審査官により、審査する仕組みがある。

なお、審査において、決裁権限は審査官、その上長、特許局局长、それぞれが有している。分類付与は審査官が行い、審査の権利の有効性を確認する方法としては、異議申立て及び裁判所への無効の申立てができる。

また、2016年12月に本調査で入手した情報では、エジプト特許庁の審査官がカタール特許局に常駐し、審査の援助、審査官の教育などを実施しているという状況であった³⁵。

2.3.6 審査結果の通知及び応答

2.3.6.1 拒絶理由通知及びその応答

拒絶理由通知は、特定の場所への掲示、などの方法で通知される。郵送やオンライン送信で通知されるわけではない。

なお、出願人は実体審査の通知から3月以内、方式審査の通知から15日以内に補正できる。

³⁵ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2.3.7. 出願・登録手数料

特許に関する手数料の一覧を以下に示す。

なお、手数料等はクレジットカードで支払いができる。

料金表 (US\$)

事項	個人	法人
登録出願	274.88	549.75
付与及び公告	274.88	549.75
年間特許料		
2年目	54.98	109.95
3年目	68.72	137.44
4年目	82.46	164.93
5年目	96.21	192.41
6年目	109.95	219.90
7年目	123.69	247.39
8年目	137.44	274.88
9年目	151.18	302.36
10年目	164.93	329.85
11年目	178.67	357.34
12年目	192.41	384.83
13年目	206.16	412.31
14年目	219.90	439.80
15年目	233.64	467.29
16年目	247.39	494.78
17年目	261.13	522.26
18年目	274.88	549.75
19年目	274.88	549.75
20年目	274.88	549.75

※ 1US\$=115 円 (日本銀行 基準外国為替相場 2017年2月20日)

その他料金

出願の補正	0	0
早期審査申請	274.88	549.75

3. 実用新案

実用新案制度はない。

4. 意匠

意匠制度に関しては、施行規則が施行されていないので登録をする手続きが存在しない。

5. 商標

5.1. 商標制度の枠組み^{36,37,38}

5.1.1. 保護対象

商標法では、商標の保護についての原則、規則、要件等が定められている（法第 1 条）。

保護の対象は、視覚的に認識可能で、商業者、製造業者又はサービスプロバイダの特定の製品を区別することができるすべての明確な標章である。

法第 1 条

視覚的に認識可能で、商業者、製造業者又はサービスプロバイダの特定の製品を区別することができるすべての明確な標章

5.1.2. 権利の存続期間

商標登録の保護期間は 10 年である。商標所有者は、10 年の保護期間を継続的に更新する権利を有する（法第 18 条）。

法第 18 条

商標の保護期間は、出願日から 10 年間とする。商標所有者は、次条の規定に基づいて登録を更新する場合には、それぞれ 10 年間の連続した更新期間を継続的に保護する権利を有するものとする。

法第 19 条

1. 更新は、更新手数料が支払われるとすぐに有効になる。
2. 更新の場合は、商標自体又は登録されている製品又はサービスリストに加えて、追加による変更を行うことはできない。
3. a) 更新手数料の支払いは、有効な保護期間の最後の 1 年以内に行う必要がある。
b) 保護期間満了後の更新手数料の支払いには、さらに 6 月の猶予期間が与えられるものとする。この場合、商標所有者は承認された追加料金を支払うものとする。
4. 登録の更新は、機関誌に掲載される。
5. 第三者は、同一又は類似の製品又はサービスについて、非更新から 3 年間経過しない限り、非更新商標を登録することはできない。

5.1.3. 権利の効力範囲

商標権の効力範囲については、法第 20 条、36 条、47 条で規定されている。

他人が、顧客、公衆を誤認させたり、混乱させたりする類似の商標、商号の使用を防止する権利を規定している。

³⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁷ 本章では、商標法条文を「法第～条」と表記する。

³⁸ 断りのない限り、法令は現地法律事務所の仮訳（英語訳）とその仮訳（日本語訳）である。

法第 20 条

商標権者は、他の人が自分の商標を使用すること、又は商標が登録された商品やサービス、又は同様の商品やサービスについて顧客を誤認させる可能性のある類似の商標を使用することを防止する権利を有する。

法第 36 条

商号の所有者は、他の人が名前又はそれに関連する製品及びサービスに関して公衆を誤認又は混乱させる可能性のある類似の商号を、他の人が使用することを防止する権利を有するものとする。

法第 40 条

関係者は、特定の製品の原産地を保護するために、地理的表示の登録を申請することができる。登録を受理しても、出願人に排他的な権利はなく、その地理的起源の中の活動に関与している者は誰でも使うことができる。

5.1.4. 優先権

優先期間は出願日から 6 月である（法第 10 条）。

法第 10 条

出願人は、カタールで適用される国際条約又は二国間条約及び協定を侵害せずに、以下の条件の下で別の国に提出された先の出願に基づいて優先権を享受することができる。

1. 出願人は、前回の出願の日付と番号、申請がなされた国を記した承認書を申請書ともに添付する必要がある。
2. 相手国は、カタールを平等に扱う国の一つでなければならない。
3. 出願人は、先の出願日から 6 月以内に、認可された手続に従って相手国の管轄当局によって認証された先の出願の写しを提出しなければならない。

5.1.5. 新規性喪失の例外

商標法において、新規性喪失の例外に関する規定はない。

5.1.6. 登録要件³⁹

法第 6 条に登録要件が規定されている。

法第 6 条

マークは、特に次のいずれかの固有の形態をとる場合、登録商標とみなされる。
名前、署名、言葉、文字、数字、図画、写真、記号、刻印、切手、絵、エンボス彫刻ま

³⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

たはその他の看板、または色彩または非機能色の組み合わせ、音、香り、工業的、職業的または農業的プロジェクトの製品を区別するために、または林業または土壌の産出を利用するための特別プロジェクト、または取引で提供される販売された製品またはサービスを区別するために使用または使用されることを意図している。

5.1.7. 第三者による情報提供制度

商標における第三者による情報提供制度はない。

5.1.8. 出願公開制度

商標における出願公開制度はない。

5.1.9. 審査請求制度⁴⁰

審査請求制度はカタール商標法に規定されていない。ただし、出願時に手数料を支払い、審査を請求するのが通常であり、審査は手数料の支払いの日付に基づいてアレンジされている。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録についての秘密保持に関する制度ない。

5.1.11. 分割に関する制度

商標登録の分割に関する規定はない。

5.1.12. 出願の変更に関する制度

商標登録の出願の変更に関する規定はない。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立制度がある。異議申立てをできるのは公開から4月以内である。

異議申立てに関する庁の決定に関しては、書留郵便の受領によって関係者に通知されてから60日以内に管轄民事裁判所に不服を申立てることができる（法第15条）。

法第15条

1. 商標が受理された場合、又は本条（13）及び（14）に従って出願人に有利な決定又は判決が下された場合、庁はその商標を機関紙に掲載するものとする。
2. 関係当事者は、公開日から4月以内に商標登録の書面による異議申立ができる。
3. 商標局は、提出されてから2月以内に、推奨書簡により異議申立の写しを出願人に供給しなければならない。出願人は、通知の2月以内に、この異議に対して書面での返答を提出することができる。出願人が指定された期間内に回答を提出しなかった場合、出

⁴⁰ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

願人は申請を放棄したとみなす。

4. 事務局は、当事者又はその1人又はその弁護士が、異議を解決する前に、彼らの訴え及び陳述書を提示するための公聴会を開催することができる。
5. 異議申立に関する庁の決定に関しては、書留郵便の受領によって関係者に通知されてから60日以内に管轄民事裁判所に不服を申立てることができる。
6. 商標は、最終決定又は判決が成立して商標を受け入れた後、登録され、登録簿に記録される。登録は、出願日から有効とする。商標の登録は、機関誌に掲載される。

5.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

法第13条に拒絶査定不服審判が規定され、拒絶査定の通知から60日以内に審判請求できる。大臣により選ばれた、裁判官が率いる3人で構成される委員会により審判請求が合議される。

法第13条

出願人は、通知を受領してから60日以内に拒絶査定に対する不服についての審判請求することができる。大臣の決定により3人の委員で構成され、裁判官が率いる委員会は当該審判請求を審理するものとする。

(2) 無効審判⁴¹

正当な理由なく、カタールにおいて商標権者又は他人が連続する5年間について商標を使用しなかった場合、利害関係人は商標の取消を裁判所に提起することができる（法第24条）。

法第24条

正当な理由なく、カタールにおいて商標権者又は他人が連続する5年間について商標を使用しなかった場合、利害関係人は商標の取消を裁判所に提起することができる。

（以下省略）

(3) 訂正審判⁴²

訂正審判制度はカタール商標法に規定されていない。ただし、権利付与後に、願書の訂正、指定商品・指定役務の変更削除、商標の形状、出願人の詳細について、訂正ができる。

⁴¹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴² 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

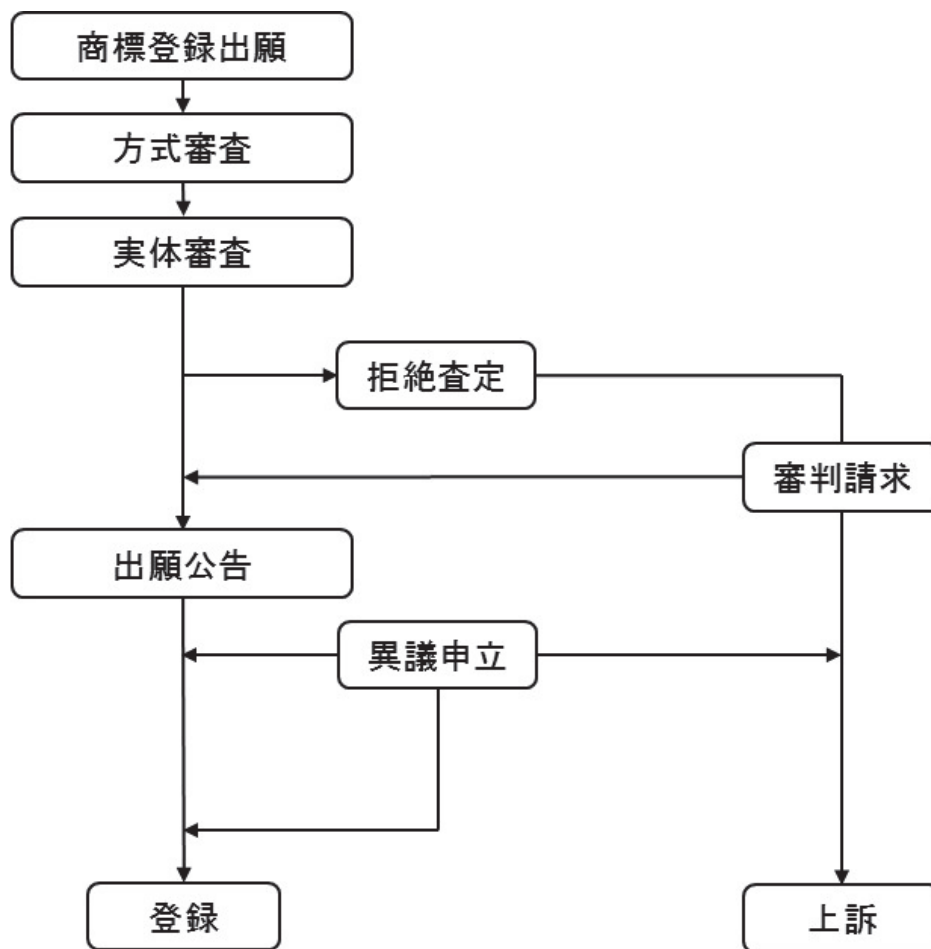
5.2. 審査基準・審査ガイドライン

商標に関する、審査基準・審査ガイドラインはない。

なお、出願人向けのガイドラインは提供されており、出願手続について示されている。

5.3. 審査業務⁴³

5.3.1. 出願から登録までの流れ



登録商標

(出願日から10年：10年次ごとに更新可能)

図 QA-3 出願から登録までの流れ⁴⁴

⁴³ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁴ 商標法に基づき作成した。

5.3.2. 出願に用いる言語

手続きの際に用いることのできる言語はアラビア語である。

翻訳文の提出は、パリ条約に基づく優先権を主張する場合は、優先権書類の認証謄本とその英語とアラビア語の翻訳を、優先権を主張している出願の日から1月以内に提出するものとする⁴⁵。

出願の手続きはオンラインに対応していない⁴⁶。

5.3.3. 使用分類

国際分類（ニース分類）第8版を採用している。

ただし、第32類のビール、第33類のアルコール飲料、第29類の豚肉は指定不可能である。

5.3.4. 出願日の認定^{47,48}

出願日の主な認定要件は、願書、手数料である。

商標法は複数クラスの出願を認めていないので、願書は各クラスの商品／サービスについて別個に出願する。

出願時に次の書類を提出する。

- (1) 願書
- (2) 署名権者が正式に署名し、出願国のカタール領事又はアラブ領事の認証を受けた委任状
- (3) 出願会社の法人設立証明書の謄本、又は認証不要の出願者の商業登記簿抄本
- (4) 出願会社の名称、国籍、住所、法的地位、事業の性質等
- (5) 出願の対象となる商品／サービスのリスト
- (6) 商標見本(現地で準備可能)、及び商標の印刷物5通
- (7) 優先権主張の場合には優先権書類の証明付謄本

5.3.5. 審査の手順

審査は出願の順に実施され、審査官への審査案件の配布は、ニース分類に従って配布している。分類付与は審査官が行う。

審査の手順は法第11条～15条に規定されている。

- ・登録出願の後、方式審査と実体審査が行われる。
- ・方式審査では、必要な書類、などが審査される。
- ・実体審査では、登録要件に関する絶対的理由と相対的理由について審査される。
- ・商標局は申請が登録要件を満たさない場合は、拒絶するか補正を要求する。
- ・商標局は出願人に書留郵便により、出願日から30日以内に判断を通知する。

⁴⁵ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁷ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁴⁸ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (カタール 発行年 2012年2月)。

審査において、決裁権限は審査官、その上長、特許局局长、それぞれが有している。他分野にまたがり、かつ重要な案件においては複数の審査官により、審査する仕組みがある。

審査の権利の有効性を確認する方法としては、異議申立て及び裁判所への無効の申立てができる。

法第 11 条

商標局は、この法律の規定に合致しない登録申請を確認した場合、それを却下するか、または登録するマークを、より正確に明らかにするために必要と思われる制限および補正を課することができる。

また商標局は、登録申請日から 30 日以内にその正当化された判断を書留郵便により出願人に通知しなければならない。

法第 12 条

出願人が、前条に定められた通知日から 6 月以内に商標局が要求する、制限及び調整を遵守できなかった場合、その申請は無効とみなされる。

法第 13 条

出願人は、通知を受領してから 60 日以内に拒絶査定に対する不服についての審判請求することができる。大臣の決定により 3 人の委員で構成され、裁判官が率いる委員会はその審判請求を審理するものとする。

法第 14 条

出願人は、書留郵便による通知の受領から 60 日以内に、前項の委員会の決定に対して民事裁判所に請求することができる。

法第 15 条

1. 商標が受理された場合、又は本条（13）及び（14）に従って出願人に有利な決定又は判決が下された場合、庁はその商標を機関紙に掲載するものとする。
2. 関係当事者は、公開日から 4 月以内に商標登録の書面による異議申立ができる。
3. 庁は、提出されてから 2 月以内に、推奨書簡により異議申立の写しを出願人に供給しなければならない。出願人は、通知の 2 月以内に、この異議に対して書面での返答を提出することができる。出願人が指定された期間内に回答を提出しなかった場合、出願人は申請を放棄したとみなす。
4. 事務局は、当事者又はその 1 人又はその弁護士が、異議を解決する前に、彼らの訴え及び陳述書を提示するための公聴会を開催することができる。
5. 異議申立に関する庁の決定に関しては、書留郵便の受領によって関係者に通知されて

から 60 日以内に管轄民事裁判所に不服を申立てることができる。

6. 商標は、最終決定又は判決が成立して商標を受け入れた後、登録され、登録簿に記録される。登録は、出願日から有効とする。商標の登録は、機関誌に掲載される。

5.3.6. 審査結果の通知

拒絶理由通知及びその応答は、法第 11 条、第 12 条に次のとおり規定されている。

- ・ 商標局は申請が登録要件を満たさない場合は、拒絶するか補正を要求する。
- ・ 商標局は出願人に書留郵便により、出願日から 30 日以内に判断を通知する。
- ・ 出願人が 6 月内に商標局の要求を満たせなかった場合は、その申請はなかったものとみなされる。
- ・ 出願人は商標局の判断について、その通知より 60 日以内に不服を申立てることができる。

5.3.7. 出願・登録手数料

商標登録に関する手数料の一覧を以下に示す。

クレジットカードで支払いができる⁴⁹。

手数料一覧⁵⁰ カタール・リヤル(QAR)建：

出願手数料：	
1 クラスの商品／サービスについて 1 件の商標登録出願	1,500
登録手数料：	
1 クラスの商品／サービスについて 1 件の商標登録	3,025
更新手数料：	
保護期間の最終年中に支払う場合	2,025

※ 1カタール・リアル = 32.11 円、三菱東京 UFJ 銀行、外国為替相場一覧表、T.T.S.2017/3/3)

⁴⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

⁵⁰ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (カタール 発行年 2012 年 2 月) を参照し、作成した。

N. 概括表 基礎情報 (2016年12月時点)

	加盟している主な条約							産業財産に関する法律・規則				審査基準・審査ガイドライン				管轄官庁 () 内は職員数				産業財産権の出願・登録件数 (指定のない限り2015年の件数)						
	パリ条約	TRIPS	PCT	マドリック協定	ハーフ協定	PLT	TLT	GCC	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	特許	実用新案	意匠	商標	特許出願件数	特許登録件数	実用新案出願件数	実用新案登録件数	意匠出願件数	意匠登録件数	商標出願件数	商標登録件数		
GCC	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	1,982	662	×	×	×	×	×	×		
トルコ	○	○	○	○	○	○	○	×	○※1	○※1	○	○	○	○	○	○	13,968	10,100	3,583	2,767	8,896	9,225	110,679	83,027		
イスラエル	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	6,904	4,496	×	×	1,532	1,744	10,453	7,611		
イラン	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	14,279	2,936	×	×	11,856	4,150	62,944	19,346		
UAE	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	1,753	177	2	—	813	123	20,321※7	19,040※7		
バーレーン	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	193	—	—	—	64	38	7,640	4,221		
クウェート	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	○	228	—	×	×	310	—	13,051	7,670		
オマーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	328	328	2,061	2,115		
カタール	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	○	482※7	—	×	×	×	×	7,608※7	6,533※7		
サウジアラビア	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	2,406	763	×	×	824	869	18,254	18,631		
ヨルダン	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	335	83	×	×	117	87	7,487	5,803		
エジプト	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,081	472	—	—	1,958	922	20,143	9,811		

○加盟 ×未加盟

○制度あり ×制度なし

○あり ×なし

○あり ×なし

○制度あり ×制度なし

○情報なし

※1 知的財産権に関する法律は、2016年12月末日に法改正されて知的財産法に統一され、又は公開の月未だに法改正されて知的財産法に統一され、無の情報をなし。

※2 現在審査を実施していない。

※3 特許出願の受理を行っていない。

※4 事実上運用されていない。

※5 登録手続きが存在しない。

※6 公開されていない。

※7 2014年の件数

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何からの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、輸出、輸入、販売の申出、販売、使用又はその目的のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	製品分類	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、利用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、販売の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、利用、販売の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	(特許分類を採用していない。)	願書 ・詳細説明(明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・詳細説明(明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸持差 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	○ 通知より90日以内に補正可能	○ 通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 意見書提出と補正が可能	○ 通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○ 通知から4月以内に応答	○ 通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定のお知らせから60日以内に最高裁へ	○	×	○ 通知から30日以内に補正可能	○ 通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知から60日以内に補正可能	○ 通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	○ 方式審査の通知から15日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	○ 方式審査の通知から90日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 特許権発行まで補正が可能	○ 特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	○ 補正又は補足の要求から3月以内	○ 応答可能

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 分割できるとの情報がある。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。

N. 特許権・実用新案(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は輸入利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	・新規性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	・願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	・自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	・新規性（革新的なものではない） ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	・願書 ・明細書（クレーム、要約、図面） ・手数料、など	○	○
産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	出願日より12月	○	・新規性 ・産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	・出願費用 ・出願書類	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	・出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	・新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	・願書 ・詳細説明（明細書、クレーム、図面） ・外国の出願書類と審査結果等 ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判 所へ	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	工業品又は工業品等としての物品の五感で感知される模様	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利(実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の申請、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持することをいう。)	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類(ロカルノ分類)	・ 願書 ・ 図面(又は写真等) ・ 手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	工業品若しくは手段によって物品に施される形状、構成、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において、視覚に訴え、視覚によつてのみ判断されるもの(機能のみによるものは除く)	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利(実施とは、登録意匠に係る物品の意匠若しくは商標等を応用し、又は応用を可能とする意図を持った行為、又はその応用を知りながら、当該物品を公開し、若しくは商取引のために展示することをいう。)	第1国出願から6月	○	国内新規性、独自性	ヘブライ語 アラビア語(推奨されない) 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
イラン	線、色彩又は立体的形状であり、工業又は手工業の製品に特別の外観を与えるもの 新規、独自性	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利(実施とは、物品の製造、販売、輸出、輸入、販売の申請、輸入、輸入のための貯蔵をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
UAE	産業又は工業で使用する事ができる革新的な3次元形状である。	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利(実施とは、製品を製造するために産業用面若しくは意匠を使用、又は販売若しくは使用を目的で、産業用面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類(ロカルノ分類ではない。)	願書 図面 手数料 など	○	×
バーレーン	線及び色の配置又は彩色された若しくは彩色されない三次元形状を工業的図面又はモデルとみなす。	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に真ならぬ物品の商業目的の輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	線又は色の任意の構成又は任意の3次元形状であり、そのような構成物又は形態が、工業製品又は手工業製品に特別な外観を与え、産業又は手工業品の形態(pattern)として役立つことができ、視覚に訴え、判断される物である。	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	3次元の具体物、描画、図形又は写真	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、登録意匠を含む又は非工業製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
ヨルダン	法第2条で定義される意匠又は工業モデル	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性があり、独自性がある工業意匠であること	アラビア語、英語(アラビア語以外の場合)	国際意匠分類	・ 願書 ・ 図面 ・ 意匠に係る物品の種類 ・ 意匠の区分/分類	○	○
エジプト	線又は立体的の組合せ	出願日から10年である、所定の条項により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、自己の登録意匠を付した製品の使用、製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・ 願書 ・ 意匠(又は見本)	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 標活表 商標(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類(第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標が付された商品及び役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語 英語	国際分類(第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起さず使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類(第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類(10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キヤラクタ、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類(第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キヤラクタ、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類(第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類(版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類(第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を指し、消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類(第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状(代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似する商標の使用をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類(第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類(第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>